

令和6年度に係る自己点検・評価（財務）の報告書

令和7年8月27日
大学経営戦略会議

1.はじめに

本件は、岡山大学内部質保証規則（令和3年6月29日岡大規則第19号）第6条の規定に基づき実施した財務に関する点検及び評価の結果を報告するものである。

2.実施体制・手順

財務部では、内部質保証に関する推進責任者である理事（財務・施設担当）の下、自己点検・評価の実施方針に定める財務に関する観点のうち、令和6年度を実施対象とする4項目について、点検・評価を実施した。

具体的には、①教育研究活動遂行のための適切な予算確保、②教育研究活動遂行のための財政基盤確立③法令等に則った適切な会計処理及び④中期計画に記載された事項の順調な進捗について、令和6年度の実施状況や実施結果をもとに、適切な状態か、改善を要する事項等がないかを点検・評価した。

3.総括

令和6年度に係る自己点検・評価（財務）の結果、①②の実施状況は、改善を要する事項や注意が必要な事項はなかったが、③については、改善を要する事項がある、④については、注意が必要な事項があると判断する。

4.前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

該当なし。

5.点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

令和6年度会計実地検査の講評において指摘のあったもの

- ① 本来、一般競争契約手続きが必要であった品目が随意契約で行われていた事項。
- ② 一般競争や見積公告の公平性等を阻害するような不適切な価格交渉が行われていた事項。

6.点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

該当なし。

7.点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

中期計画13-1-(1)民間由来の外部資金収入伸率について、基準値47億円に対する目標値（年度毎の目安）である金額59.56億円、対基準値+26.7%を達成していない事項。

8.点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

該当なし。